

事 務 連 絡

平成 30 年 10 月 9 日

地 方 厚 生 ( 支 ) 局 医 療 課  
都道府県民生主管部 (局)  
国民健康保険主管課 (部)  
都道府県後期高齢者医療主管部 (局)  
後期高齢者医療主管課 (部)

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その 8)

診療報酬の算定方法の一部を改正する件 (平成 30 年厚生労働省告示第 43 号) 等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号) 等により、平成 30 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添 1 及び別添 2 のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

〈 別 添 2 〉

歯科診療報酬点数表関係

【CAD／CAM冠】

問1 区分番号「J004-3」に掲げる歯の移植手術により、埋伏歯又は智歯を下顎第一大臼歯として移植した場合に、下顎第一大臼歯（移植歯）に対して区分番号「M015-2」に掲げるCAD／CAM冠による歯冠修復は算定できるか。

(答) 移植後の状態が安定している場合であって、区分番号「M015-2」に掲げるCAD／CAM冠の留意事項通知(2)に該当する場合には差し支えない。なお、診療報酬明細書の摘要欄に移植の部位等(例：下顎右側智歯を下顎右側第一大臼歯に移植等、歯式でも可)を記載すること。